

(9) 法人税または所得税の所得金額と異なる金額等に関する調

(単位:人、千円)

区 分		法人			個人		
		法人数	事業年度数	所得金額	人員	所得金額	
事業税の 所得が多く なる事項	法人税または所 得税における 損金または必 要経費算入額	所得税額 ①	316	317	11,054	-	-
		海外投資等損失準備金勘定への繰入額 ②	0	0	0	-	-
		技術等海外取引に係る所得の特別控除額 ③	0	0	0	0	0
		法人税の当期分のみなし欠損金額 ④	0	0	0	-	-
		計 ①+②+③+④ ⑤	316	317	11,054	0	0
事業税の 所得が少なく なる事項		益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 ⑥	2	2	2,381	-	-
		社会保険診療報酬等に係る所得 ⑦	293	293	6,336,578	70	1,952,505
		法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額 ⑧	114	114	1,467,344	-	-
		内国法人または内国個人の外国の事業に帰属する所得 ⑨	1	1	34,676	0	0
		個人の第二種事業の自家労力による非課税 ⑩	-	-	-	0	0
		法第72条の2第10項第5号の視力障害に係るもの ⑪	-	-	-	0	0
	計 ⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪ ⑫	410	410	7,840,979	70	1,952,505	
	差引計 ⑫-⑤	-	-	7,829,925	-	1,952,505	

(注) この調は、法人にあっては平成23年2月1日から平成24年1月31日までの間に事業年度が終了したものの確定申告分(確定申告に係る修正申告、更正および決定を含む。)について、個人にあっては現年課税分について作成した。